

資料収集方針

平成18年1月11日制定
平成26年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正

第1 目的

この資料収集方針は、五所川原市立図書館の資料収集に関して必要な方針及び選定基準を定めることを目的とする。

第2 基本方針

- (1) 図書館は、市民が自らの自由な意思で、教養、調査研究、趣味、余暇活動のために利用する生涯学習の場であるとともに、地域文化の継承と発展、住みよい地域社会の形成、学校教育援助に寄与する場であるため、市民の知的要求に応える多様な資料を備えるものとする。
- (2) 図書館法に基づく公立図書館の役割として、全ての市民の「教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ために、市民の資料要求と関心及び地域社会の実情を反映させ、必要な資料及び情報を幅広く計画的に収集するものとする。

第3 収集資料の種類

収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、参考図書、大活字図書等）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、地図等）
- (3) 郷土資料（形態を問わず、五所川原市、青森県、太宰治等に関する資料）
- (4) 官公庁出版物（政府諸機関、地方公共団体、公的機関発行の主要なもの）
- (5) 視聴覚資料（CD、DVD等）
- (6) 多様な利用者に対応した資料（録音図書、点字図書、DAISY、布絵本等）
- (7) デジタル化資料（主に保存のために作成するデジタル化郷土資料）
- (8) その他必要と認められる資料

第4 収集方法

購入、寄贈等の方法により収集する。

第5 資料選定の基準

資料選定に当たっては、次の点に注意する。寄贈等資料の選定も、この基準に基づき行う。

- (1) 各分野における基本的資料を広く収集する。
- (2) 社会的評価の高いもの、広く関心を呼んでいるもの、将来的な資料として価値が高く、保存を必要とするものは、積極的に収集する。
- (3) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (4) 著者の思想、宗教、党派等の立場にとらわれてその資料を排除することなく、公平で幅広い視野を持って収集する。
- (5) 個人的な関心や好みによる資料の選択を行わない。
- (6) 公序良俗に反するもの、個人のプライバシーを侵すもの、青少年に有害なもの、学習参考書、試験問題集等は収集しない。
- (7) 漫画は、社会的評価と児童への影響などを慎重に検討した上で収集する。
- (8) 郷土資料のうち、五所川原市に関する資料、五所川原市に関わりのある著者の資料は、図

書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、ポスター、地図、写真、CD、DVD等、形式にとらわれず可能な限り収集する。

(9) 大活字図書及び多様な利用者に対応した資料は、積極的に収集する。

(10) 学校図書館等の運営を支援するため、読書普及、調べ学習に役立つ資料を収集する。

第6 資料選定の方法

収集する資料の選定は、この方針に基づき、図書館司書による「選書会議」の審議を経て、図書館長が決定する。

第7 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。